

## 令和4年1月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和4年1月28日(金) 開会17時30分  
閉会19時03分

場 所 5階大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)  
山本 隆正 教育委員  
川崎 栄一 教育委員  
新谷 なをみ 教育委員  
議事録署名委員 川崎 栄一 教育委員

教育部 柏木 正義 教育部長  
稲尾 隆 教育部次長  
奥 茂夫 教育政策課長  
北村 俊雄 学校教育課長  
古本 昭彦 社会教育課長  
松丸 真治 学校教育課参事  
利光 聡典 学校教育課参事兼教育相談センター所長  
小原 猛 共生社会実現・部落差別解消推進課参事兼学校教育課参事  
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長  
岩男 涼子 教育政策課主査

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 「別府市教育行政アクションプラン」について【議第1号】  
第3 別府市新学校給食共同調理場調理業務等民間委託基本方針について【議第2号】  
第4 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第3号】  
第5 別府市公民館条例施行規則の一部改正について【議第4号】  
第6 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第5号】  
第7 別府市任期付職員の採用について【議第6号】 ※非公開

報告事項 (1) 教育長による事務の臨時代理について【報告第1号】 ※非公開

その他 (1) 2月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

**寺岡教育長** ただいまより令和4年1月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は川崎委員にお願いいたします。  
本日の議事のうち、議事日程第7、議第6号 別府市任期付職員の採用について、並びに報告第1号 教育長による事務の臨時代理につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。  
お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにより審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第7、議第6号 別府市任期付職員の採用について、並びに報告第1号 教育長による事務の臨時代理についての審議を最後に行いたいと思います。

---

## ◎ 「別府市教育行政アクションプラン」について

**寺岡教育長** それでは議事に入ります。議事日程第2、議第1号「別府市教育行政アクションプラン」についての説明をお願いいたします。

**教育政策課長** それでは議案書の1ページをお開ください。議第1号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。  
令和3年3月、第2期の別府市教育大綱を定めました。基本理念〈目指す人間像〉を「自分らしくしなやかに生きる自立した人」、「互いを尊重しふるさと別府を愛する人」とし、その実現に向けて3つの柱と10の学びの姿を提示しております。  
第2期別府市教育大綱は、令和3年度から令和6年度までの4年間を対象とした、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本方針となります。その教育大綱を具現化する計画として、今まで単年度で計画されておりました教育行政基本方針を、「教育行政アクションプラン」と名称を変えて、4年間の計画としていくものであります。  
配布しておりますA3の「別府市教育行政アクションプラン(案)」という資料をご覧ください。3つの柱ごとに各ページ1枚にまとめております。1枚目をご覧ください。教育大綱の柱1『学び、育つ』ことを重視した教育へ」とあります。一番上を例としてご説明しますと、学びの姿として「互

いを信頼し互いに納得する学び」、ここまでを教育大綱で定めており、矢印でつながるこの右の表が教育行政アクションプランとなります。施策として「互いの信頼と納得による学びの推進」、目指す姿は「自分の考えを持ち、互いの考えを認め合う学びができていく」こと、そのための主な取り組みとして「確かな学力の育成に向けた授業改善の推進」、取組の達成指標は「別府市学力調査 全国と市の平均正答率の差が昨年度以上」という形で掲載しております。このアクションプランによって、4年後の姿をしっかりと見据えて取組を進めていくこととなります。そして、単年度ごとで、そこまで近づいていっているかどうかという確認をしながら進めていくこととなります。なお、令和4年度に向けた具体的な取組の内容等につきましては、年度内にお示いたします。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育大綱を具体的にどういうふうを実現するのかというアクションプランでございます。令和3年度から6年度までの4か年にわたるもので、もちろん年度ごとに軌道修正等はあるわけですが、根幹を成すものであり、大変重要な位置づけになっております。教育委員の皆様、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

**川崎委員** 今説明のあった「学びの姿」と「施策」のところですが、「互いの信頼と納得による学び」ということで、この「互い」というのは子ども同士ということでもいいのですか。それがそうだとした場合に、最終的な取組のところで学力となっているのですが、それがどういう形で学力に結び付けていくのか、その辺の説明をしていただけますか。

**教育政策課長** まず1点目です。「互いに信頼し、互いに納得する学び」とありますが、教育大綱の中に記載されている部分を読ませていただきますと、「一人ひとりが相手の言動に寄り添い、思いを引き出し、信頼し、任せて、待つて支える『互いの信頼と納得』による学びを進めます。」ということになっております。また、主な取組としましては、「確かな学力の育成に向けた授業改善の推進」とあります。この授業改善につきましては、あくまでその目指す姿は左側にありますように、自分の考えを持って互いを信頼し、考えを認め合う学びができていくかどうか、そして、右側にあります施策については『互いの信頼と納得』による学びの推進」ということで、そういった自分の考えを持って互いの考えを認め合うような授業を行うことで、最終的には教育大綱の学びの姿にあります「互いを信頼し、互いに納得する学び」に繋がって、柱1の『学び、育つ』ことを重視した教育へ」に繋がって、そして基本理念の目指す人物像「自分らしくしなやかに生きる自立した人・互いを尊重し『ふるさと別府』を愛する人」に繋がっていくという流れになっています。

**川崎委員** 今の説明だと、目指す姿と学力との間の繋がりが見えないんですよね。それが見えるように説明してもらわないと、これはアクションプランとならないのではないかなと思うのですが。

**教育部長** 今のところですが、「互いの信頼と納得」の「互い」というのが、教師と児

童・生徒、そういった信頼関係の中で学習を進めることで、学力の向上に繋がるということが一つあります。ただ、その説明文をこの中に入れていないということで、今川崎委員からご指摘がありましたので、特にこういったものは市民の皆様にも提示していかなければならないことなので、少し詳しくそういった説明文を記載する必要があるのかなと思います。ただ、このアクションプランについてはこういう表なんですけども、これとは別に個表というものを付けまして、その個表の中で詳しく説明を記載したいと思っております。それについてはまた後日提示させていただきたいと考えております。

**川崎委員** 信頼とかお互い認め合うというのは、学力の点数だけでは決められないのではないかなと思うんですけど、その辺をもう少しわかる指標にするというか、まあ学力もあっていいと思いますが、例えば教師と子どもの信頼関係とか、子ども同士とかいうことを何か別の指標があったほうが、本来の姿に近づくというか。学力だけでぽんと決められるものではないなというふうに思います。

**教育部長** ここにあります「達成指標」というのは、あくまでもこの「主な取組」に対する「達成指標」となります。今川崎委員がおっしゃったように、本来の施策である「『互いの信頼と納得』による学びの推進」、これに対する指標というのは必要になると考えておりますので、それについてはまた個表のほうで説明させていただきたいと考えております。

**福島委員** この左の表から最後の「達成指標」にくるまでが分かりにくいんですね。よく分かるのは、最後から2番目の「確かな学力の育成に向けた授業改善の推進」をしたら、学力調査で全国と市の平均正答率が昨年度の差以上になると思うんですけど、最初の2つの言葉とそれが合わないから、逆にしたらいかがですか。こうなるためにお互いを信頼しないとイケないよ、こうなるためにお互いを認めないとイケないよ、というふうにやれば、何となく日本語が流れるような気がするんですけど。

**教育部長** 一番上の一行で言いますと、大変申し訳ないのですが、主な取組のところで一つ抜けていまして、この中には「確かな学力の育成に向けた授業改善の推進」というのと「教職員の資質向上に向けた研修の充実」というのがあります。本来施策があって、それを達成するためにはやっぱり取組がいくつかあるのですが、その部分についてはまた個表で提示したいと思えます。福島委員が言われました逆の流れにしたほうが分かりやすいのではないかということにつきましては、内部で協議させていただきたいと思えます。

**福島委員** 確かな学力の育成のために先生たちの資質の向上というのがあれば、それがあって点数のところに行くなら繋がるんですね。そのためには、お互いが信頼しないとイケないよ、というように逆にいかないと、左からきても学力は上がらないと思えます。

**教育部長** 表現というか表し方については、内部で検討させていただきます。

**福島委員** 最初に達成指標を書いたらどうでしょう。我々技術屋としては、こう作るんだとかこういう数字を出すんだ、ということも最初に出すんですよ。それから後に実験を繰り返して行ってやるんですよ。だから、達成指標として数字が出ているんだから、最初に持ってきたほうがいいと思います。そのために、先生の資質向上も必要だし、教育内容も必要だし、次に生徒との信頼関係も必要だし。先生との信頼関係ですからね。子ども同士が信頼しあっても学力はなかなか上がらないですよ。

**新谷委員** 教育大綱の「自分らしくしなやかに生きる自立した人」という基本理念があって、学びの姿というのは繋がるんですけども、最終的な達成指標の4つ中3つが学力調査なんです。私はこれにすごく違和感があって、この子どもの姿が3つ学力ということで、これしか子どもを見る姿がないのかなと思って。この教育大綱の基本理念は、今までとは違いますよね。なのに、達成指標がほとんど学力調査というところで違和感があるんです。本当は授業の中の姿とか学級の中の姿とか、卒業した後の姿とか、そういうもの、要するに人間性というか、人間性を数字に表すのは難しいと思うのですが、学力調査しか出てきていなくて、先生方や教育委員会の方が子どもを見る時に学力調査の数字で見ているのかなという印象を持つんです。だから、もうちょっと発想とか子どもの見方とかそういうものを変えないと、いつまで経ってもこの教育大綱が変わらないというか、私は、教育大綱はすごくいいなと思っていて、ダイバーシティとインクルージョンという言葉が今の教育の中とか日本の社会全体にあると思うんです。だから一人ひとりみんな違っていいし、いろんな人が一緒に生活して一緒に勉強するというのが、社会の今からの生きる方向というか、そういうふうな捉えで自分らしくしなやかに、なんですよ。そしてそこで自立した人なんですよ。その姿が全部学力調査の結果というのは、何かおかしいのではないかなとすごく感じます。せっかくいい教育大綱だなと思ったんですけど、先生方がこれを目指してするんだったら、学校の中は今までと変わらないのではないかなと思って、私はちょっと違和感があるので、達成指標はもう少し変えていただきたいなと思います。

**寺岡教育長** この達成指標は、県の学力調査とかそういう取組の一指標なんですよ。委員さんたちがおっしゃいますように、今までの教育の子どもの捉えというのは、一斉画一、つまり同じ人が同じ場所で同じ教材で同じ指導方法をやって、最終的にはそういう知識で測るようなそういう教育がずっとされてきた、特にまだ中学校はありますけども、それをこの「互いの信頼と納得」というのは、おそらく、子どもたちが主体的で対話的でさらに自分の課題を捉えて自分たちで学んでいくというような教育をするためには、授業そのものが変わらないといけない。それが最後に繋がっていくんですけど、なかなかその表現が、ちょっとまだ足りていないところがありますので、今委員さんたちからご指摘されたところをもう少し深めて、もうちょっと検討しなおして、再提案というような形でよろしいでしょうか。

**新谷委員** 例えば学校評価アンケートを行ったら、子どもや保護者の答えが手に取るように分かります。やはり自分の学校の教育目標とか到達目標があるので

それは変えられないと思うんですが、学校評価アンケートは先生方にとってはものすごく大きなものだったんですよね。子どもたちや保護者の声がとても表れていて、どんな授業をしているのかとか、本当に子どもを大事にしているのかとか、子どもが安心して学校で過ごしているのかとか、本当に表れます。匿名で書いてもらうから、たくさん保護者の不満とかも表れてきます。そういうような、学力調査に代わるような取組指標があったら、子どもがどんなことを望んでいるのかとか、今何が子どもの中に欠けているのかとか、どんな授業をしてほしいのかとか、そういう声表れるのかなと、私は6年間自分の学校の学校評価アンケートを見てそういうふうに思いました。教育長が言われるのも分かるのですが、確かに学校というのは、基礎学力をつけて小学校中学校を卒業したときに、自分の考えで生きていける子どもを育てたいというのは分かるのですが、この目標が達成できた、というのが表れるような指標のほうがいいのではないかと思います。

**寺岡教育長** 柱1ではなく柱2はいかがですか。柱2「地域に学び、地域で育み、地域を創る教育へ」ということで、学びの姿、施策、目指す姿、主な取組、達成指標となっております。柱1と比べていかがですか。社会教育の分野です。

**福島委員** これは左から右に文章が繋がりますよね。柱1は繋がらないですよね。

**寺岡教育長** 柱3はいかがですか。柱3「次代を生き抜く力を育む教育環境の整備」です。

**福島委員** これも繋がりますね。

**教育部長** 新谷委員が言われた調査については、実施するように今検討しております。そうでないと、アウトカムの指標というのが出ませんので、やっぱりアウトプットだけの指標では本当の成果というのは見えないというふうに内部でも考えておまして、調査については行う予定にしております。

**新谷委員** 私としては、学力以外の部分、学力は学校の中で大事かもしれないんですけど、目に見えない子どもの成長とか親の思いとか、そういうものがたくさんあるんですよね。だから、そういうのがここにないと、「自分らしくしなやかに生きる自立した人」という教育大綱のとても良い文言が消えてしまうというか。これは難しいと思います。ですが、これを目指しているのであれば、この達成指標が違う形じゃないとおかしいかと、パッと見たときに皆さんそう思ったのではないですか。柱2柱3はいいところもあるなと思うのですが、ただ子どもの心とか親の満足とかいうものを測るのは難しいと思います。数字で測るのは難しいと思うのですが、ある程度評価アンケートには出てくるので、違った達成指標があるといいと思うのですが。

**寺岡教育長** 学校教育課長、実際はどうなんですか。新谷委員が言うような部分、心のこととか生活態度のこととか、それは学校としてはきちんと把握していますか。

**学校教育課長** 学校のほうは、今新谷委員がおっしゃった保護者や児童生徒の意識調査、そういったものから、表面的な数値の部分だけではないところも探っていきますし、学力だけではなくて、学習指導要領が目指す3つの資質というのがあるのですが、そういったことも学校ではどのように測っていくのか課題となっていて、その研究を進めています。

**寺岡教育長** そういう部分を加味して、膨らませていって、また再提案という形でよろしゅうございますか。

**福島委員** 柱1、2、3は3課で分担したのですか。

**教育政策課長** おっしゃるとおりで、それぞれの柱ごとに、教育委員会3課ございますので、3課が混合した形になっております。従来でしたら、例えば柱1は学校教育課、柱2は社会教育課、柱3は教育政策課といった形で、理論的に課ごとに分けることがある程度可能でしたけども、今回は柱の内容から見たときに、一つの課という特定が難しいので、複数の課が混在した形での記載としております。

**山本委員** この学力についての中身なんですけども、この文章を読むだけではよく分からないのですが、全国と市の平均正答率の差が昨年度以上で、学年ごとに国・算・理で数字が入っていますけど、これはどういうことを目指していくということになっているのですか。

**学校教育課参事** これは昨年度の数値を入れております。ですので、例えば小4と書いているところの、国語2.5、算数3.1、理科2.6というのは、昨年3年生のときに全国よりも2.5ポイント高かったという数値を入れております。ですから、その子どもたちが4年生のときはこの数値よりも高くなるようにということをお願いしてこの数値を入れさせてもらいました。小学校3年生につきましては、初めてのテストになりますので、平均として全国並みに取れたらいいのかなと考えまして0にしております。反対に中学1年生につきましても、やはり2校以上の小学校から集まる形になりますので、この数値につきましては未確定な部分が多いので0以上とさせてもらいました。それ以外につきましては前年度の数値を一学年上げた形で書かせてもらっています。

**山本委員** これは全部プラスということですよ。もしかしたら下がるということもあるわけですよ。

**学校教育課参事** はい。現状から少しでも上がってもらうようにということですが、1年間の授業のやり方であるとか、そういうところで学年によっては上がったり下がったりするとは思いますが。

**山本委員** 目指すときに、例えば昨年度小学校4年生が国語2.5上がりました、その次はまた2.5以上を目指していくということなんですか。

**学校教育課参事** そこまでの力はその子どもたちは持っていたという考え方で、やはりそれ以上の力をつけていきたい、または現状維持でもいいので、その子どもたちに継続的な学力をつけていきたいと考えております。

**山本委員** 学力で上を目指す、高みを目指してやっていくということは非常に大切なこととは思いますが、あまり露骨に出すのはどうかなと思っていて、それこそ新谷委員が言われたようにダイバーシティとか多様性とかいろいろと言われている時代に、学力だけ強調するよりも学力はこれ以上あればいいんじゃないですかみたいな、ちょっとゆるめな指標でもいいのではないかと。実際は高みを目指していくでもいいと思うんですけど、ここに出すときにはそれ以外のことも別府市はもっと膨らませていきますよ、という意味合いを出してもいいのではないかなと思うんですね。例えば平均以上だったらいんじゃないですか、とか。でも前にも質問したことがあると思いますが本当にこれが正規分布なのかどうかという、もしかしたら低い人たちの対策をすれば平均がどんと上がることだってあるわけで、その分布もちゃんと見ないといけないと思うのですが、常に昨年以上を目指していくというのは逆にちょっと厳しいのではないかなという気がいたしました。

**寺岡教育長** 他にご意見ご質問等はございませんでしょうか。

**教育部長** 今委員の皆様からいただいたご意見につきましては、一度持ち帰って再度検討して、アクションプランに反映させたいと思います

**寺岡教育長** それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第1号は、原案に対し議決はできませんので、次回に持ち越したいと思えます。

---

## ◎ 別府市新共同調理場調理業務等民間委託基本方針について

**寺岡教育長** 次に議事日程第3、議第2号 別府市新共同調理場調理業務等民間委託基本方針についての説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 議第2号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。昨年12月中旬より6会場にて保護者説明会を開催いたしました。保護者等に丁寧な説明を行った上で、様々なご質問、ご意見がありましたので、その内容を踏まえたうえで基本方針を作成いたしました。お配りしております「別府市新学校給食共同調理場調理業務等民間委託基本方針(案)」という資料をご覧ください。

1ページには、これまでの経緯、新共同調理場の開設について記載があります。本市の調理場は施設設備の老朽化が進み、令和元年5月、あり方検討委員会意見書、令和元年8月、基本方針、令和2年6月、基本計画を経て、すべての調理場を一元化することで、効率的かつ安定的な体制構築の検討を進めてきました。新学校給食共同調理場は令和5年9月開設予定で、



最大 8,500 食、手作り給食を実施するために 1 日に 3 パターンの献立を調理する 3 献立制を採用、日本一おいしい学校給食を目指します。

2 ページをご覧ください。施設概要を表にしております。また、現在の学校給食調理業務等の状況では、調理員の構成を円グラフにしております。正規調理員は 3 割に至るまで減少しており、非正規調理員の確保も難しい状況にあります。下の段をご覧ください。昭和 60 年の文部科学省の通知を記載しております。一定の条件のもと、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するという指針が示されております。

3 ページをご覧ください。調理業務の民間委託の状況を円グラフにしております。全国でみると 72%、大分県内でみると 62%が民間委託という状況です。

4 ページをご覧ください。調理業務と配送業務等の一体化についてです。2 時間以内の喫食を遵守するため、配缶から配送まで、回収から洗浄まで、調理員と配送員の綿密な連携と協力が必要であるため、調理業務と配送業務を一体的に委託することで効率性、食の安全性を確保いたします。

民間委託への移行時期ですが、4 ページから 7 ページにわたって民間委託の基本的な考えを中心に記載しております。新学校給食共同調理場の管理運営につきましては、献立作成・栄養指導・食材調達・検食業務等は市が実施の上で民間委託としています。民間委託の範囲は、調理・洗浄・配送・回収業務等を想定しています。6 ページに業務分担案を掲載しております。また、アレルギー対応食は、安全安心のために市の正規調理員が専任で担い、運営は直営で行うこととし、場所は建物の築年、アクセス等を考慮して山の手小学校としております。民間委託しても、学校給食法に基づき、学校の設置者である市が責任主体となります。6 ページの下段には、委託業者の選定方法を記載しております。選定方法につきましては、受託実績等を付した上で競争入札を実施する予定です。

最後に 7 ページをご覧ください。下段に今後のスケジュールを図にしております。民間委託に向けた主な手続きとしましては、配送専用車両等の調達にかかる準備期間を考慮し、令和 4 年度上半期の委託業務締結に向けて関連予算の計上及び入札実施等の手続きを進めるように予定しております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** 2 ページ目の現在の調理員の調整で、正規と非正規と任期付とありますけど、非正規と任期付とはどのように違うのですか。

**教育政策課長** 任期付職員は、専門的な知識経験が必要となるような場合や、市民サービスの提供体制を増加させるような場合に、即戦力として任用するような職種となっております。任期付職員は正規と同様の身分、待遇となるように地方公務員法によって定められた職種となっております。非正規職員につきましては、会計年度任用職員となっております。参考までに、会計年度任用職員につきましては、定められた業務を正規職員による指示に基づいて的確に行っていくという形になっております。

**山本委員** では会計年度任用職員については非正規なんですね。そして任期付というのが正規職員とほぼ同じような待遇だけど任期がついているということですね。給与もそういうことで、任期付と正規はほぼ同等ということですね。

**教育政策課長** 任期付職員の給料表につきましては、正規職員とは別に定められております。全く同じという形態にはなっておりませんが、先程お話ししましたように、身分的には正規職員と同じ取り扱いというふうに考えております。

**川崎委員** 今回は共同調理場の調理業務、配送を含めての方針で、最終的に来年度の上旬までに決めるということで、既にこの共同調理場の建設にあたっての設計施工の業務はもう決まって進められていると思うのですが、設計業務の中に今回のこの運営の人たちの意見とか、そういうものが反映できる、そういうスケジュールになっているのかどうか、その辺はいかがですか。

**教育部次長** この基本方針案では来年度の上半期までに、というスケジュールを示しておりますが、具体的な部分で申し上げますと、7月頃までには業者を決定したいと思っております。そうすることによって、施設の完成までに一定程度その運営事業者とやり取りができるのではないかと考えております。ただ、設計が終わっていますし、大きな変更というのはできないのですが、運用面では運営事業者の意見を聞くことができると考えております。

**川崎委員** 基本設計の段階である程度動線とかそういうものが決まってしまうので、本来ならもう少し基本設計の段階で運営の業者の意見を取り入れていかないと、多分運営事業者も困るんじゃないかなと思うのですが、大丈夫でしょうか。

**教育部次長** 最近の調理場はPFI方式で、設計施工運営まで一体的に出す事例が多いのですが、今回別府市の場合は、デザインビルドで設計施工まで、そして運営を切り離したというところがありますので、川崎委員ご指摘のとおりそういった懸念はあるのですが、要求水準書を作る段階、それから今の基本設計を作る段階で、市の栄養士を中心に動線等の詳細を詰めております。先程教育政策課長が説明したとおり、今回は競争入札で、仕様書をしっかり作って市の指示に基づいて作業してもらおうという形を想定しておりますので、確かに業者の創意工夫の部分は全く0になるということはないのですが、基本的には市が想定した調理動線、そういった仕様書に基づいて業者のほうに受託をしてもらおうという形を考えております。今回は設計施工と運営を分けたという前提ですので、とは言っても先程言いましたように7月頃に業者を選定すれば開設までに1年間ありますので、細かい運用に関しては反映することができるかと考えております。

**川崎委員** できるだけ運営事業者の意見を入れた中で最終的な建物も作っていったほうが良いと思いますのでよろしくをお願いします。

**福島委員** 管理栄養士は市側になるのですか、業者側になるのですか。

**教育部次長** 仕様書の作成については作業を進めているところなのですが、一定程度の資格を条件に付けるということは想定しています。その場合には、業者側にも業務責任者であるとか栄養士であるとか調理員の資格を持っている人を何人以上配置してください、というそういった条件をつけることになると思います。

**福島委員** 法律で決められた管理栄養士の職務規定というのがありますから、一度調べておいてください。

**山本委員** アレルギー対応食についてですけど、山の手小学校のどこに造るのかということと、一斉給食をするときに同時に運ぶということになると思うのですが、どういうふうな手順で運んでいくのかとか、その辺はどうなっていますか。

**教育政策課長** アレルギー対応ですけども、現在と同じ食物アレルギー6品目の除去という運用を継続する形で考えています。そして配送に関してですが、新共同調理場は9台のトラックを用意して、配送ルートに分けて2時間喫食を守る形での配送を考えております。アレルギー対応の山の手小学校は山の手小学校で車両を用意しまして、アレルギー対応食の配送を別立てで行いたいと考えております。あくまでも案でございますが、車両4台を使っでの配送を考えております。

**山本委員** 一斉に、遅れずに届くかどうか、アレルギーの人の分だけ遅くならないようにしてください。それと、山の手小学校のどこに作るのですか。

**教育政策課長** 案としましては、現在の山の手小学校の単独調理場が学校と併設しておりまして、鉄骨造りで約160平米ほどの平屋なんですけども、そちらの調理場を改修しまして、アレルギー対応食を担うセンターとしたいと考えております。

**山本委員** 車の出入りもできるような形をとれるのですか。

**教育政策課長** 車の出入りにつきましては、テニスコートから旧青山幼稚園への縦通りに面しておりますので、車両の通行についても不便がないと考えております。

**山本委員** 市職の身分についてですけど、市職員は配置転換、非正規職員は優先雇用してくれるということですけど、先程聞いた任期付の方はどちらになるのですか。

**教育政策課長** 任期付職員につきましては、雇用期間が定められているため非正規職員のほうに含まれると考えております。ですので、基本的には民間委託業者への移行を望む場合には、委託業者のほうにできるだけ再雇用していただけるようお願いしたいと考えております。

**山本委員** この任期付職員と非正規の会計年度任用職員とは随分給料が違うんじゃないですか。

**教育政策課長** 任期付職員と会計年度任用職員は、おっしゃるとおり待遇面で給与的には違いがあります。それは先程ご説明しましたように、任期付職員は正規職員と同じような職務になりますので、要は判断や指揮命令ができる形という職務形態ですし、会計年度任用職員につきましては指示に基づいて言われたことを的確に行う業務になります。そういった意味で責任が違いますので、それが給与面に反映されているものと考えております。

**山本委員** では優先雇用をお願いするときに、企業側にも多少二本立てでというか、任期付の方は高い待遇でお願いしますとか配慮をするということですか。

**教育政策課長** 基本的には民間会社のほうで、例えば職種であったり担当する職務内容によっては時間を分けたりとか、業務を分けたりしての採用も考えられますし、民間会社の中で定めた給与体系等があるかと思えます。今、任期付の職員が民間会社でどういった雇用の形態を望むかによって賃金の形が変わってくることもあると思えますので、できるだけ雇用を維持することを最優先に、任期付職員でセンターができたことで職を失うことがないように、民間委託会社のほうで雇っていただけることを最優先に考えて要請をしていきたいと考えております。

**山本委員** 任期付職員は市役所に配置換えというのはしないんですか。

**教育政策課長** 基本的には任期付職員を採用するときには、職種ごとで職務内容を定めた上で採用しておりますので、調理業務がなくなったからといって他の職種であったり他の場所で他の業務につくことがそもそも想定されていない職種となっております。

**山本委員** 山の手小学校のアレルギー対応食については正規職員が行くんですか。任期付職員も行くのですか。

**教育政策課長** 山の手小学校のアレルギー対応食については、正規の調理員で担いたいと考えております。

**新谷委員** 私がよく読み取れてないのかもしれないのですが、5ページの中ごろに「国の基準を遵守し、市の責任のもと」という言葉とか、7番には「市の指示に従う」という言葉もありますし、その下には「市と緊密な連携を図り」という言葉もあって、民間委託したとしても、最終的には別府市が責任を取るとか別府市の指導が届くということがここに書かれていると思うんですけど、今の給食、各小学校もそうですし共同調理場とかも、去年まではスポーツ健康課長が責任者でいて、そして調理場には場長がいて、こんなことがあったときにはここに連絡したらこういうふうにしてくれるんだ、ということが分かった状態だったんですけど、例えば異物混入があったときとか、思いもかけないトラブルがあったときなどには新しい調理場には今いる場長みたいな市の責任者のような方が配置されるんですか。

**教育政策課長** 連絡体制でございますけども、新しくできる共同調理場には民間会社が入るとい形になるのですが、事務室として使う部分があります。その事務室には市の職員がいて、調理の各工程で試食をしたりすることもあると思うんです。そういったところは市の栄養士がそこで味見をして調整するといった指示を出せる形になります。

**教育部次長** 組織という部分について補足で説明させていただきます。今新谷委員がおっしゃったように、機構改革でスポーツ健康課はなくなったのですが、今は教育政策課の中に学校給食係というのができています。この学校給食係が新しい調理場の事務を進めていくことになります。そして、新しい調理場には市のほうから場長を置くことになると想定しております。

**新谷委員** では新しい調理場には市職の方が場長としているということと、何か大きなことが起こったときの責任者は、教育政策課の課長なんですか。

**教育部次長** そうですね、教育部教育政策課学校給食係という形になります。

**新谷委員** 実はこういうことがありました。インフルエンザが蔓延して、3年生が明日私立入試があるというときに1・2・3年生を隔離していたのですが、今日はもう3年生は3時間目が終わったら給食を食べさせて早く帰らそうということになったときに、困ったのですが場長に連絡したら、いいですよと、本来であれば3時間目の終わりに給食が届くような順番でないけども、順番を変えてそちらの学校に早く持っていきます、と学校の緊急の事情を考慮していただきました。他にも学校で困ったことがあったときに、スポーツ健康課長にすぐ連絡して対応してもらったのですが、そういうようなことを、民間委託になったときに今までどおりにしてもらえるのかということと、万が一、民間委託の調理員の方とか配送車の方とかに何か重大な過失のようなことがあったときに、責任はどこが取るのかということも心配になりました。スタートしてみないと分からないかもしれませんが、そんなことを心配している先生が私以外にもたくさんいるのではないかと思います。

**教育部次長** ご心配されていることについては、今でもコロナ対応で給食を停止したりとか、学年閉鎖したときにどう対応するかということについて教育委員会が対応しております。委託になっても当然場長の権限でできること、あるいは本課の課長、その前に学校給食係の課長補佐もいますので、当然そういった指揮命令系統の中で決定をしていくと思っております。また、異物混入が起きたときや食中毒等が起きたときの責任の範囲については、これから契約書の中、仕様書の中でしっかりと決めていくような形になると思います。当然市のほうはモニタリングをしっかりとしないといけないので、そういう事故がないように新しい調理場でチェックをしていく、指示をしていくという形になります。そして何かそういった事態が発生したときは、業者側の作業工程に原因があるのか、そういったことについてはその場の判断になっていくと思います。その辺のチェック体制もしっかりとっていく形になると思います。

**新谷委員** やはり保護者や児童生徒が安心して食べられるということが一番大事なことだと思うんですね。だから、民間委託したことによって給食がおいしくなったとか同じ給食費で前より良くなっても、学校で勤務する教員の困りが増えたりするとせっかくだいいことをしてもそれが形に繋がらないと思うので、その辺は校長や学校の給食担当も意見を吸い上げて、上手くいくようにしたほうが良いと思います。

**教育部次長** 重ね重ねの説明になるかもしれませんが、今ご指摘いただいたところは、5ページの「民間委託にあたっての基本的な考え方」のところをもう一度見ていただきたいのですが、ご心配の趣旨はよく分かります。ただそこに書いてありますように、学校の設置者である市が責任主体ということで、民間委託はいわゆる「民営化」ではないと、市の主体的な責任のもとで特定の業務だけを民間に委託して行うものです、ということを書かせていただいております。そして最後のところですが、「今後は新共同調理場の開設に向けて、教育委員会が中心となって食育や地産地消を推進する新しい体制づくりを行います。有識者や保護者、学校関係者で構成する『別府市学校給食運営委員会』を立ち上げ、子どもの正しい食生活を育む『別府市食育推進計画（仮称）』を策定します。」ということで、食育や地産地消に限らず、安心安全な給食を提供するというについては、教育委員会が主体的な責任を持って、またそのための仕組みとして運営委員会という組織を立ち上げてやっていきたいと思っていますので、ご不安にならないようにしっかりした説明を今後もしていきたいと思っています。

**山本委員** その部分ですが、共同調理場を造るにあたっていろいろ意見が多かったのは、小学校などは調理場が遠くなって身近な感じがなくなるとか食育に関していろいろ不満が出てきていたと思うんですけど、先程言われたこの「別府市学校給食運営委員会」というのが、そういうものを身近なものにしてくれるのか、私が個人的に思うのは、この共同調理場の管理栄養士が誰かが定期的に各学校に行って、給食の説明をすとか意見を聞いてくるとかそういうちょっとしたアプローチをしておかないと、誰が作っているのかも分からないみたいな、またそういうクレームが出てくると思います。日本一おいしい給食を目指すんですね。やはり語りがないとおいしくないと。今日はこういう給食を作りましたという説明があるとさらにおいしくなりますので、ぜひそこを頑張っていたいただきたいなと思います。

**川崎委員** スケジュールのところがちょっと気になるのですが、先程のお話ですと今年の7月頃までに運営事業者と契約をするということですが、完成が令和5年の7月になっているんですけど、基本設計段階、そこまでが7月で、そのあと工事をするのに工期も含めて1年で大丈夫なのかなというか、通常我々が考えると時間がかかるんじゃないかという気がするのですが、ある程度目算というものはあるのですか。

**教育部次長** 施工に関してですか。

**川崎委員** そうですね、設計と施工に関して、先程7月までに基本設計を終わって、

そのあと詳細設計をやって工事着工じゃないですか。それで1年でできるのかなど。

**教育部次長** 工期について先程誤解を与えるような説明をしたかもしれないのですが、基本設計はこの1月の段階でまとまっています。実施設計を3月末ぐらいまでに固めて、着工は5月を想定しています。ですから先程私が説明した運用面で反映できるというのは限られます。あくまでも施工に入った後でハードに関して大きな変更等はできません。

**川崎委員** 結構運営事業者が大変ですね。出来上がった器の中でやらなければいけないということが決まっているので、もちろんそういった設計書も含めて仕様書の中に入るのですか。

**教育部次長** 仕様書の作成にあたっては、受託者側の民間業者からしっかりヒアリングをしていきたいと思っています。我々が整備する施設と設備に対する意見を聞いて、仕様書というものを最終的に詰めていきたいと考えております。いずれにしてもご指摘のとおり、民間委託業者側からすれば市が発注する内容、仕様を実現できる施設と設備を用意してほしいといった相手のオーダーになってくるかなと思います。

**川崎委員** この基本方針と仕様書が出るわけですよね、これで公募する形になると思いますので、そこに基本平面図みたいなこういう形というのがあるので、できればそれを付けた上で運営事業者に提案してもらおうとかですね、そういう形にしたほうが親切かな、よりいいものができるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**寺岡教育長** その他はよろしいですか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第2号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第2号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第4、議第3号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての説明をお願いいたします。

**教育政策課長** それでは3ページをご覧ください。議第3号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

4ページをご覧ください。本件につきましては、学校施設の目的外使用に係る使用許可申請書の様式を変更するなどの事務を見直すことに伴い、規

則を改正しようとするものです。

6ページをご覧ください。「学校施設使用申請書」についてでございます。申請書の事務処理を行う中で、申請する団体の「代表者」と「連絡責任者」が異なる場合が数多くあり、使用団体と連絡がつかない場合がございますので、新たに「連絡責任者」「団体名」「代表者」の欄を設けました。その他に軽微な字句の修正も行っております。

続きまして7ページをご覧ください。「学校施設使用許可書」になります。

6ページの申請書の改正に合わせて「団体名」や「代表者」の欄を整理しております。その他に軽微な字句の修正も行っております。

次に8ページ、9ページをご覧ください。8ページは「学校施設使用料減免申請書」、9ページは「学校施設使用料還付申請書」になります。6ページの「学校施設使用申請書」と同様に「連絡責任者」「団体名」「代表者」の欄を設け、軽微な字句の修正を行っております。

5ページにお戻りください。第5条の「使用料の減免」の条文になります。令和3年4月の機構改革に伴い、社会体育団体の認定が市長の権限になりましたので、今回の改正に合わせて修正しております。

本規則改正の施行は令和4年4月1日を予定しております。規則改正の説明は以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第3号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第3号は議決することに決定いたしました。

---

#### ◎ 別府市公民館条例施行規則の一部改正について

#### ◎ 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第5及び第6の議案につきましては、同趣旨の規則改正になります。議事日程第5、議第4号 別府市公民館条例施行規則の一部改正について、並びに議事日程第6、議第5号 別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての2議案の説明を一括してお願いいたします。

**社会教育課長** それではご説明いたします。議第4号及び第5号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、先程教育政策課からありましたように、施設の使用料減免に係る規則の改正になります。機構改革によって、社会体育団体の認定の権限が市長部局に変わりましたことから、その部分を改正する



ものがございます。規則改正の施行は令和4年4月1日を予定しております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第4号及び議第5号の2議案については、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第4号及び議第5号の2議案について議決することに決定いたしました。

---

## ◎ その他（1）

【概要】 ※令和4年2月定例教育委員会の開催日程について、令和4年2月21日（月）17：00より開催することが決まった。

---

## ◎ 別府市任期付職員の採用について ※非公開

**寺岡教育長** ここからは非公開となります。関係者以外の方は、申し訳ありませんがご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

**寺岡教育長** それでは議事に戻ります。議事日程第7号、議第6号 別府市任期付職員の採用についての説明をお願いいたします。

以下非公開

---

## ◎ 報告事項（1） ※非公開

**寺岡教育長** 次に報告第1号 教育長による事務の臨時代理についての説明をお願いいたします。

以下非公開

---

◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上を持ちまして、令和4年1月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- 
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。